

平成30年度

# 行政監査報告書

松浦市監査委員

松浦市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年3月25日

松浦市監査委員 守山 秀利  
松浦市監査委員 神田 稔

# 目 次

第1	監 査 の 種 別	1
第2	監 査 の 対 象	1
第3	監 査 の 期 間	1
第4	監 査 の 範 囲 及 び 方 法	1
第5	監査対象物品の概要と分析	1
第6	監 査 の 結 果	5
第7	監 査 意 見	10

# 監査結果報告書

- 第1 監査の種別 地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査
- 第2 監査の対象 松浦市が所有している全備品（企業会計分及び学校教材備品を除く）
- 第3 監査の期間 平成30年9月10日から144日間

## 第4 監査の範囲及び方法

平成30年6月12日現在で抽出した備品データを元に、各部署における調査時点での保有備品、備品保管簿及び財務会計システムデータを照合し内容が相違した場合には、保有備品の状況に合わせて備品保管簿や財務会計システム登録データの変更を行うと共に平成30年9月末日を期限に「各課所有備品の登録データ確認報告シート」による報告を求めた。

報告された内容の確認と併せて、松浦市財務規則に沿った適正管理が行われているか抽出した備品データの内容を精査すると共に、担当職員の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

### 【着眼点】

- (1) 備品として登録した物品が全て存在するか。
- (2) 登録漏れの物品が存在しないか。
- (3) 保管場所の登録が正しくなされているか。
- (4) 使用期限があるものを含め、備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 備品以外の物品が登録されていないか。

## 第5 監査対象物品の概要と分析

### (1) 大・中分類別で見た備品の数量について

今回の行政監査を実施する前の平成30年6月12日現在での備品の数量と基本的に財務会計システム登録データの修正が完了していなければならない平成30年12月27日現在での備品の数量とを比較した。

調査時点で53,683点の備品が登録されており、登録データの修正後にあっても51,763点と膨大な数の備品が登録されている。今回の調査により、後述する登録誤り等の要因によって1,920点が減となったが、備品の約3.6%が二重登録や廃棄処理漏れ等で過大に登録されていた。また、備品分類表に分類されていない区分により登録されているものが12月27日現在で1,658点、3.2%もあり、適正に備品管理が行われているとは言い難い状況にあった。

種類別にみれば、調査前で15,787点、調査後で14,920点と椅子類が最も多く備品全体の約28.8%を占めており、次いで卓子類が調査前で

9, 036点、調査後で8, 590点と多く備品全体の約16.6%を占めている。椅子類も含め備品の購入価格はかつてより低額となっており、これだけ多くの物を備品として登録しておくべきか、また、今回の監査で多くの登録誤りが発見されたことからしても、財産としての把握を的確にできる数量であるのか等、他市の状況を勘案した上で備品としての登録基準を見直す必要があるのではないかとと思われる。

分類別備品数量

大分類	中分類	H30年6月12日現在		H30年12月27日現在		数量差
		数量	構成比率	数量	構成比率	
1 印版、旗類	1 印版	271	0.50%	250	0.48%	△ 21
	2 旗類	142	0.26%	140	0.27%	△ 2
2 卓子類	1 事務机	1,494	2.78%	1,443	2.79%	△ 51
	2 会議用机	2,424	4.52%	2,190	4.23%	△ 234
	3 その他の卓子類	5,118	9.53%	4,957	9.58%	△ 161
3 椅子類	1 椅子類	13,347	24.86%	12,558	24.26%	△ 789
	2 椅子類(木製)	1,316	2.45%	1,301	2.51%	△ 15
	3 その他の椅子類	1,124	2.09%	1,061	2.05%	△ 63
4 箱・棚類	1 金庫類	61	0.11%	63	0.12%	2
	2 箱・棚類	4,604	8.58%	4,387	8.48%	△ 217
5 室内用具類	1 衝立類	324	0.60%	320	0.62%	△ 4
	2 装飾用具類	1,246	2.32%	1,239	2.39%	△ 7
	3 掲示板類	551	1.03%	530	1.02%	△ 21
	4 冷暖房用品	383	0.71%	462	0.89%	79
	5 その他の室内用具類	473	0.88%	451	0.87%	△ 22
6 事務用機械器具類	1 コンピューター機器類	3,728	6.94%	4,028	7.78%	300
	2 一般事務機器類	301	0.56%	276	0.53%	△ 25
	3 一般事務用器具類	62	0.12%	61	0.12%	△ 1
	4 その他の事務用器具	450	0.84%	441	0.85%	△ 9
7 機械器具類	1 測量器具類	72	0.13%	56	0.11%	△ 16
	2 製図器具類	8	0.01%	6	0.01%	△ 2
	3 計器類	346	0.64%	298	0.58%	△ 48
	4 視聴覚・光学機器類	1,526	2.84%	1,409	2.72%	△ 117
8 その他の機械器具類	1 その他の機械器具類	3,263	6.08%	3,210	6.20%	△ 53
9 寝具類	1 布団	968	1.80%	968	1.87%	0
10 医療器具類	1 医療器具	102	0.19%	93	0.18%	△ 9
	2 その他の診療器具	835	1.56%	803	1.55%	△ 32
11 厨房用品類	1 厨房用品類	1,317	2.45%	1,240	2.40%	△ 77
12 車両船舶類	1 車両類	580	1.08%	566	1.09%	△ 14
	2 船舶類	13	0.02%	16	0.03%	3
13 図書類	1 図書類	483	0.90%	429	0.83%	△ 54
14 教育用品類	1 標本類	16	0.03%	11	0.02%	△ 5
	2 スライド・ソフト・ビデオテープ・フィルム類	98	0.18%	40	0.08%	△ 58
	3 その他の教育用品類	1,650	3.07%	1,625	3.14%	△ 25
15 その他の器具	1 その他の器具	3,299	6.15%	3,177	6.14%	△ 122
90 分類表以外に分類されたもの		1,688	3.14%	1,658	3.20%	△ 30
合計		53,683	100.00%	51,763	100.00%	△ 1,920

※ 松浦市備品分類表に示す中分類毎に集計した。

行政監査実施前の6月12日現在の登録状況と各課照合修正依頼後の12月27日現在の登録状況を比較した。比率は小数点第3位を四捨五入した。その為、計と内訳の合計が一致しない場合がある。(以下の表も同じ)

(2) 所管部署別で見た備品の数量について

備品の登録状況を所管部署別に調査前と調査後の比較を行った。

6月と12月の備品数量の差を単純に見ると、総務課の441点減が多いが

所管部署別備品数量

所管部署名	H30年6月12日現在		H30年12月27日現在		数量差
	数量	構成比率	数量	構成比率	
1 総務課	1,879	3.50%	1,438	2.78%	△ 441
2 防災課	1,611	3.00%	1,587	3.07%	△ 24
3 政策企画課	281	0.52%	301	0.58%	20
4 税務課	238	0.44%	228	0.44%	△ 10
5 市民生活課	438	0.82%	422	0.82%	△ 16
6 健康ほけん課	1,308	2.44%	1,191	2.30%	△ 117
7 長寿介護課	889	1.66%	871	1.68%	△ 18
8 福祉事務所	210	0.39%	212	0.41%	2
9 子育て・こども課	1,006	1.87%	856	1.65%	△ 150
10 農林課	302	0.56%	298	0.58%	△ 4
11 水産課	624	1.16%	620	1.20%	△ 4
12 商工振興課	65	0.12%	63	0.12%	△ 2
13 食と観光のまち推進課	1,034	1.93%	1,038	2.01%	4
14 建設課	752	1.40%	317	0.61%	△ 435
15 都市計画課	3,265	6.08%	3,271	6.32%	6
16 福島診療所	579	1.08%	562	1.09%	△ 17
17 鷹島診療所	368	0.69%	370	0.71%	2
18 福島支所市民課	1,947	3.63%	1,808	3.49%	△ 139
19 福島支所地域振興課	421	0.78%	402	0.78%	△ 19
20 鷹島支所市民課	396	0.74%	388	0.75%	△ 8
21 鷹島支所地域振興課	404	0.75%	403	0.78%	△ 1
22 会計課	1,339	2.49%	1,467	2.83%	128
23 上下水道課	71	0.13%	3	0.01%	△ 68
24 議会事務局	702	1.31%	469	0.91%	△ 233
25 選挙管理委員会事務局	632	1.18%	626	1.21%	△ 6
26 監査委員事務局	75	0.14%	68	0.13%	△ 7
27 農業委員会事務局	85	0.16%	76	0.15%	△ 9
28 教育総務課	18,342	34.17%	18,106	34.98%	△ 236
29 学校教育課	1,609	3.00%	1,582	3.06%	△ 27
30 生涯学習課	9,065	16.89%	8,895	17.18%	△ 170
31 文化財課	256	0.48%	272	0.53%	16
32 教育委員会福島分室	150	0.28%	239	0.46%	89
33 教育委員会鷹島分室	1,524	2.84%	1,521	2.94%	△ 3
34 消防本部	1,801	3.35%	1,786	3.45%	△ 15
35 観光物産課	1	0.00%	1	0.00%	0
36 福島支所・市民福祉課	2	0.00%		0.00%	△ 2
37 中央診療所	9	0.02%	3	0.01%	△ 6
38 所管名称記載無	3	0.01%	3	0.01%	0
合 計	53,683	100.00%	51,763	100.00%	△ 1,920

※H30.12.27現在、観光物産課、福島支所・市民福祉課、中央診療所は、部署としては存在せず、現所管部署が不明である。

「所管名称記載無」は、所管部署名が登録されておらず所管部署が不明な状態にあるものである。

その要因は青島住民センターの会計課への所管替えに伴うもの及びかつて総務課内に消防防災係があった際の消防防災関係備品の防災課への所管替えによるものである。次に多かったのは、建設課の435点減であり、その要因はほとんどが備品の二重登録によるもので、実数に併せたことに伴う減である。

3番目に多かったのは教育総務課の236点減であり、廃校と市内3校の不用備品の処分、廃棄、移管等に伴う備品登録の減である。4番目に多かったのは、議会事務局の233点であり、建設課と同様ほとんどが備品の二重登録によるもので、実数に併せたことに伴う減である。

また、先述の備品分類表に分類されていない区分により登録されているものに加えて、現在、存在しない部署名で登録されている備品が12点、所管部署名自体が登録されていない備品が3点あり、当該備品12点については現所管部署が不明な状態にあり、適正な備品登録及び管理が行われているとは言い難い状況にあった。

### (3) 備品登録の誤りの要因について

今回の行政監査により、現物に併せた備品の登録又は登録抹消が行われたが、その要因は次のとおりである。

「備品の登録データ確認報告シート」による報告が無かった部署もあったが、備品現物と登録データとの相違の要因は、「要処理備品」として掲げた生涯学習課の944点が最も多く、そのほとんどが旧市民会館の備品の処理漏れである。

次に多い要因としては「重複登録」の653点であり、そのほとんどは、先述した建設課及び議会事務局所管の備品である。このように多くの備品が重複して登録された要因は不明であるが、備品登録の処理は会計課のみで行われることから、会計課において重複登録が起こる要因を調査して対処されたい。

3番目に多いものとしては、「期限切れ消火器」の223点で、使用期限の切れた消火器の廃棄処理漏れである。消火器は、蓄圧式に比べて旧式の加圧式は爆発の危険性が高く適正な管理及び廃棄処分が必要であるが、近年の消火器は比較的安全な蓄圧式が普及し、かつ、低価格化も進んでいることから、消防本部と協議の上で、安全性が担保できるようであれば備品登録の見直しが可能と思われる。

4番目に多い要因は「報告との相違」として掲げた教育総務課の200点であるが、表の末尾記載のとおり、今回の監査で“使用不能備品”として報告を受けたが、データ登録上では“学校廃校に伴う不用備品”として不用決定された備品であって全てが使用不能な備品ということではなく、実際には備品の売却、廃棄、所管替え等何らかの方法で処分されたことにより、教育総務課所管の備品が減数となったものと思われる。

行政監査による備品登録の誤りの要因

所管部署	未報告	重複登録	報告漏れ	期限切れ消火器	会計課処理誤り	データ未処理	報告との相違	要処理備品
総務課								
防災課								
政策企画課								
税務課		2						
市民生活課								
健康ほけん課					1			
長寿介護課								
福祉事務所								
子育て・こども課						1		
農林課								
水産課								
商工振興課								
食と観光のまち推進課			24					
建設課		375						
都市計画課		57						
福島診療所								
鷹島診療所				4				
福島支所市民課				8				
福島支所地域振興課								
鷹島支所市民課								
鷹島支所地域振興課	○							
会計課				3				
上下水道課						1		
議会事務局		212						
選挙管理委員会事務局		3						
監査委員事務局								
農業委員会事務局								
教育総務課		1		172	2	11	200	
学校教育課								
生涯学習課			30	34				944
文化財課								
教育委員会福島分室								
教育委員会鷹島分室								
消防本部		3		2				
合計		653	54	223	3	13	200	944

※未報告	登録データ確認報告シートの提出がされていないもの
重複登録:	誤って複数の備品登録がされたもの
報告漏れ:	登録データ確認報告シートによる報告が無かったもの
期限切れ消火器:	登録データ確認報告シートによる報告は無いものの使用期限切れを確認した消火器
会計課処理誤り:	会計課による登録処理が誤っていたもの
データ未処理:	登録データ確認報告シートの提出はあったもののデータ処理がされていないもの
報告との相違:	廃校により不用となった備品を使用不能廃棄と報告されたもの
要処理備品:	配置場所が今は無い市民会館となっており未処理状態の備品

第6 監査の結果

同じ物品の二重登録が多数報告された。なかでも他部署との二重登録が多く、重複備品の報告をした部署7か所、重複物品の数653件にのぼった。本年度新規購入の物品でも2倍の数量を登録したものがあつた。

しかしながら、今回の全庁一斉調査により、全備品を全備品データと突き合わせたことで、現時点での全備品の数量や所管課・配置場所の整理が、完了しつつ



ある。

今回、監査を実施した全33部署ごとの備品管理の状況については以下のとおりであった。今後、改善を要するものが見受けられる。指摘事項を確認のうえ、見直しされたい。

各部署における備品の管理状況について

(1) 総務課

- ・廃棄処理をしていた物品が見つかって、データ復活をしたものが6件あった。今後、所在を見失わないような方法を検討されたい。

(2) 防災課

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(3) 政策企画課

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(4) 税務課

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(5) 市民生活課

- ・確認報告シートの訂正こそあったが、良く整理されていた。

(6) 健康ほけん課

- ・保管簿も現品も無いことから廃棄入力漏れであると、相当数の備品データが廃棄されたが、廃棄入力漏れとなった原因について記載が無かった。
- ・中央診療所所管の備品が2件存在している。所管換えされたい。

(7) 長寿介護課

- ・碁盤1面の所在を十分確認しないまま廃棄処理されていた。廃棄処理した全物品について再度確認されたい。今後このようなことが無いように保管場所を予め指定し、適正に管理されたい。また、今回、所在を指摘した碁盤について、未だデータ復活がなされていない。早急に処理されたい。

(8) 福祉事務所

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(9) 子育て・こども課

- ・平成29年12月15日付で鷹島保育所保有物品を社会福祉法人若鷹会に譲与する契約において、実際には契約書の備品一覧に記載されていない備品まで譲与されていた。加えて、今福・養源・鷹島保育所の民営化に際し、各々の

保育所が保有していた物品を無償譲与する決裁文書には物品の譲与时現在の価値が示されておらず、かつ無償の贈与品や、購入後年月が経過し、減価償却していったものであっても、無価値ということではないが0円として計上しているものが多数存在しており、市長決裁で譲与するには根拠不足と言わざるをえない。

- ・備品番号 25391 電話台の配置場所が、「ふれあいセンター」のままとなっている。

(10) 農林課

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(11) 水産課

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(12) 商工振興課

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(13) 食と観光のまち推進課

- ・つばき荘の備品の所管課が都市計画課になっているものが多数存在した。データを精査されたい。
- ・配置場所が商工観光課のままの備品が存在している。配置換えされたい。
- ・観光物産課所管で商工観光課配置の備品が存在している。変更されたい。

(14) 建設課

- ・確認報告シートの訂正があったものの、大量のデータ修正を短期間に良く整理されていた。しかし、市町合併の影響による備品データの重複登録が多数（375件）存在した。財務会計登録のデータは、職員それぞれでも確認できるので、定期的に確認されたい。

(15) 都市計画課

- ・登録備品の数や備品入替の多さの割に良く整理されていたが、市町合併の影響による備品データの重複登録が多数（57件）存在した。財務会計登録のデータは、職員それぞれでも確認できるので、一度に全部を確認できなくても、種別を絞るなどの方法で定期的に確認されたい。

(16) 福島診療所

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(17) 鷹島診療所

- ・備品名称に誤りがあった。備品コードが消火器であるにも係わらず、強化液

消火器を強化液消化設備として登録している。

- ・上記の消火器（備品番号 58688～58691）は 4 本存在しており、使用期限を過ぎている（2006 年 1 月 1 日台帳搭載）。危険なので処分されたい。

(18) 福島支所市民課

- ・福島支所市民課所管の使用期限を過ぎた消火器が 8 本、ふくざき会館に存在している。危険なので処分されたい。

(19) 福島支所地域振興課

- ・提出された「登録データ確認報告シート」のとおり処理されていないものがあった。

オートキャンプ場配置の備品番号 55482 テントと福島地域農水産物等直売施設配置の備品番号 89439 製氷機、鍋串集落排水施設配置の備品番号 57426 保管庫が、「福島支所配置」のまま変更されていなかった。また、備品番号 59300、59301 の電話機、備品番号 57955 携帯電話が平成 30 年 9 月 28 日廃棄とあるも廃棄処理されていなかった。

- ・配置場所を「福島支所（簡易水道）」とする備品（ポータブル濁度計、漏水探知機など 8 件）が存在している。平成 30 年 4 月 1 日で簡易水道は全て上水道に統合されたことから、旧簡易水道備品は財務会計システムデータから外されたい。

(20) 鷹島支所市民課

- ・備品ではない「旗受」が備品登録されていた。
- ・備品コード「その他の機械」で消化器スタンド付という備品が登録されている。消火器の誤りであれば「その他の器具」の「消火器」、「消火器（スタンド付）」で登録となるが、消火器であれば既に登録から 26 年を過ぎており、危険なので早急に処分されたい。

(21) 鷹島支所地域振興課

- ・期日までに報告が無かったが、配置場所を「鷹島支所（簡易水道）」とする備品（漏水探知機 以下 3 件）が存在している。平成 30 年 4 月 1 日で簡易水道は全て上水道に統合されたことから、旧簡易水道備品は財務会計システムデータから外されたい。

(22) 会計課

- ・提出された「登録データ確認報告シート」の中に台帳番号と備品名が一致していないものがあった。
- ・青島住民センターの所管課が総務課から会計課に変更となった際に備品の配置場所も会計課に変更された為、確認したところ当該備品を会計課内で確認することはできなかった。配置場所は実情に合わせて変更されたい。

- ・青島住民センター配置の備品に、使用期限を過ぎた消火器が3本存在する。危険なので早急に処分されたい。
- (23) 上下水道課
- ・良く整理されており、特に問題はなかった。
- (24) 議会事務局
- ・登録備品が多い割に良く整理されていた。しかし、市町合併の影響による備品データの重複登録が多数(212件)存在した。財務会計登録のデータは、職員それぞれでも確認できるので定期的に確認されたい。
- (25) 選挙管理委員会事務局
- ・既に登録済み備品の登録内容(購入単価など)追加を報告したものが多数あったが、未だに追加入力されていない。
- (26) 農業委員会事務局
- ・良く整理されており、特に問題はなかった。
- (27) 学校教育課
- ・学校教育課所管で配置場所が福島支所になっている備品が見られるが、教育委員会福島分室所管で福島分室配置にすべきと思われる。
  - ・本庁学校教育課内に机や椅子等の備品登録が無いことを、今回の行政監査の聞き取り調査時に指摘済みであるが、その後の処理状況の報告が無かった。
- (28) 教育総務課
- ・監査委員事務局への報告どおりに処理されていないものが多く見受けられた。提出した「登録データ確認報告シート」と会計課に提出した物品所管換承認通知書や物品不用品等報告、返納通知書と突合し、修正報告されたい。
  - ・使用期限切れの消火器が172本登録されている、適正に処理されたい。
- (29) 生涯学習課
- ・平成30年8月6日に購入したデジタルカメラ4台が8台と登録されていたことを、今回の行政監査の聞き取り調査時に指摘済みであるが、事の顛末について報告がなかった。
  - ・6月12日現在財務会計システム備品全データの内容から変更があったもの全てを報告するよう依頼したが、30件以上の報告漏れがあった。
  - ・配置場所が市民会館となった備品が、未だ大量に存在していた(944件)。早急に変更処理されたい。
  - ・生涯学習課所管でつばき荘配置の座椅子が存在する。所管換えが必要と思われる。

- ・使用期限切れの消火器が34本登録されている、適正に処理されたい。

(30) 文化財課

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(31) 教育委員会福島分室

- ・良く整理されており、特に問題はなかった。

(32) 教育委員会鷹島分室

- ・10万円台のワイヤレスマイクに卓球台、数万円のフロアシートなど、重要備品の定義にあてはまらないものが、重要備品として登録されている。見直しされたい。

(33) 消防本部

- ・防火衣、防火帽が個人支給分として備品登録されている。これらは個人支給分ではないが貸与品であるので備品登録の必要はなく、松浦市消防本部消防職員給与品及び貸与品規則（第8条）にのっとり貸与品台帳により管理されたい。
- ・配置場所の区分に不適切なものがみられた。消防指揮広報車の配置場所が本署・広報車に、広報車の配置場所が本署・人員搬送車内となっていた。

## 第7 監査意見

松浦市財務規則 第143条に市長の備える簿冊として明記されている備品台帳が、今は作成されておらず、備品は財務会計システムのみで管理されていたことが判明した。

平成29年度の定期監査において、取得年月日と履歴に記載の年月日に齟齬があるものが多数見つかったが、システム内データの修正ができないことから、各部署保管の備品保管簿を会計課管材係で見え直し訂正するしかできない状況である為、財務規則にのっとり、適正な管理をされるよう要望する。

「物品所管換承認通知書や物品不用品等報告、返納通知書を会計課に提出したのに変更がなされていなかった。」という処理漏れや、大量の二重登録についても、早急に原因究明し、再発防止策を取られたい。

備品分類表が改正され、ヘルメットが備品でなくなってから久しいが、未だに多数備品登録されている。その殆どが使用期限の過ぎたものであり整理されたい。

今回の調査により、不用備品であるとの報告が大量になされたが、その後の処理を適切に遂行されたい。

主務課長から、使用中の物品で不用となったもの又は使用することができないものがあると報告を受けた会計課長は、その報告により当該物品を返納させ、今後使用の見込みがあるものについては会計課長が保管することになってお

り（財務規則第 124 条）、使える見込みのある備品について必要としている部署がないか再度確認のうえ、引取り手が無い場合は保管場所を各課で確保し、会計課に所管換するように会計事務の手引きに記載されている。

会計課長は使用の必要のない物品について所管換若しくは分類換により適切な処理ができないとき、又は使用することができない物品であるときは、これらの物品について不用の決定をすることができ、不用の決定をした物品のうち売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの、及び売り払うことができないものは、廃棄することができる（財務規則第 128 条）となっており、会計課において規定に沿った処理を徹底されたい。

今回の行政監査で明らかになった備品管理の不備の一因は、備品として区分される物品の多さにもあると考えられる。会計課の聞き取り調査時にも伝えたように、他市の状況も参考にしながら、備品分類表の見直しを今後検討されたい。

また、現在、松浦市財務規則に規定された重要備品の定義は 50 万円以上の機械器具類で、車両・船舶は含まれない。50 万円以上の車両・船舶を重要備品に指定するのであれば、松浦市財務規則（第 118 条第 2 項 1 号）の見直しが必要である。

以下、聞き取り調査時に各部署から挙げた意見を列記する。検討する際の参考とされたい。

- ・少額で購入した時計まで備品扱いなので、備品分類表の見直しをして欲しい。できれば金額のみの設定にしてほしい。
- ・高額ではない椅子（2～3 千円台）が備品扱いなので、備品から外せないのか。
- ・厨房用品類ということで、高額ではない天ぷら入れ（4,968 円）や、食器かご（3,672 円）が備品扱いなので、備品から外せないのか。
- ・設定金額を下げてもいいので、金額のみの備品分類にしてほしい。
- ・消耗品と思っていたら、備品分類表の「その他の〇〇」に当てはまると言われることがある。備品分類表の「その他の〇〇」が分かりにくい。
- ・原子力防災の装備品（備蓄品）は、一度使用したら二度と使えないものなので、備品扱いを見直して欲しい。
- ・備品分類が分かりづらく、購入時になぜこれが備品なのかと思うことがある。
- ・購入金額のみの設定にして欲しい。備品の設定金額も上げて欲しい。
- ・平成 18 年 6 月 1 日改正消防法により設置が義務化した住宅用火災警報器は 10 年毎に取替をする。備品登録件数 3,006 個、平成 31 年に 1,589 個、平成 32 年に 721 個、平成 33 年に 696 個を取替予定。消火器は 5 年毎の取替で備品登録件数 469 本、平成 31 年は 72 本を取替予定である。概ね 2 年以上の使用見込はあるものの、2 万円以下の物品であり定期的な取替を要する。管理個数も多く備品登録に要する職員の事務負担が大きい。原課においてこれまで通り物品の管理は厳正に行うので、今後は消耗品として取り扱えるよう要望する。